項において同じ。）の保管及び電磁的記録に記録された情報の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）による提供の事業の用に供される」を「同号に規定する特定電気通信設備（情報の円滑な流通の確保に資する」に、「減価償却資産に」を「ものに」に、「「特定信頼性向上設備」を「特定電気通信設備」に改め、「これを」の下に「同号に規定する総務省令で定める地域内において」を加え、「おいて、その事業の用に供した当該特定信頼性向上設備が既に保管されている電磁的記録の保全に資するものであることにつき政令で定めるところにより証明がされたとき」を削り、「特定信頼性向上設備の」を「特定電気通信設備の」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十六条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「のうち当該事業年度」を「で、障害者が労働に従事する事業所にあるものとして政令で定めるもののうち当該事業年度の指定期間内に、」に係る」を「以下この項において「障害者使用機械等」という。）の」に、「これらの資産」を「当該障害者使用機械等」に改め、「に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額」を削り、同条第二項第一号を次のように改める。

一　障害者　障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第二号に規定する身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者及び同法第六十九条に規定する精神障害者をいう。

第四十六条第二項第五号中「第二条第六号」を「第六十九条」に改め、「のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第四十七条第一項中「の日から平成二十八年三月三十一日」を「の日から平成二十九年三月三十一日」に、「に次の各号に掲げるサービス付き高齢者向け賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」を「の百分の十（当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の十四）に相当する」に改め、同項各号を削る。

第四十七条の二第三項第一号中「第十九条の二第十項」を「第十九条の二第十一項」に改める。

第四十八条第一項中「法人で、」を「法人で特定総合効率化計画（」に、「認定を受けたもの又は同法第七条第一項に規定する確認」を「総合効率化計画のうち同条第三項各号に掲げる事項が記載されたものをいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認定」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「倉庫業法第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される」を削り、「若しくは構築物のうち」を「並びに構築物のうち、」に、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定総合効率化計画」を「その認定に係る特定総合効率化計画（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）」に、「事業の」を「倉庫業法第二条第二項に規定する倉庫業（次項において「倉庫業」という。）の」に改め、同条第二項中「（以下この項において「被合併法人等」という。）」を削り、「事業（当該適格合併等に係る被合併法人等が当該倉庫用建物等をその用に供していた事業と同一の事業に限る。）の」及び「事業の」を「倉庫業の」に改める。

第五十二条の二第一項中「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十一の二第一項」に改め、「、第四十二条の十二の五第一項」を削り、「若しくは第四十四条の三」を「、第四十四条の三若しくは第四十四条の五」に改める。

第五十二条の三第一項中「損金経理」の下に「（法人税法第七十二条第一項第一号又は第百四十四条の四第一項第一号若しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同法第七十二条第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を加え、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第二項、第三項、第十一項及び第十二項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の十二まで」を「第四十二条の十一の二まで」に改め、「、第四十二条の十二の五」を削り、「又は第四十四条の三」を「、第四十四条の三又は第四十四条の五」に改める。

第五十五条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の九十」を「百分の七十」に改め、同条第二項第一号中「外国政府及び」を削り、同項第二号中「他の法人」の下に「及び資源開発事業等を行つている外国政府」を加え、同項第三号中「並びに」を「及び」に改め、「外国政府及び」を削り、同項第四号中「他の法人」の下に「及び資源の探鉱等の事業を行つている外国政府」を加え、同項第五号中「他の法人」の下に「及び外国政府」を加え、同条第四項第五号中「相当する金額」の下に「（法人税法第六十一条の二第十七項に規定する資本の払戻しにより当該特定法人の株式等の帳簿価額を減額した場合には、同日における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額のうちその減額をした金額に対応する部分の金額として政令で定める金額）」を加え、同条第九項中「百分の九十」を「百分の七十」に、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第五十五条の五第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「の百分の八十」を加え、「当該積み立てた」を「その積み立てた金額」に改め、同条第七項中「して積み立てた金額」の下に「の百分の八十」を加え、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第五十六条を削る。

第五十五条の六第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「次項及び第三項において「維持管理積立金」という。）」を「）のうち同法第八条の五第一項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）に規定する通知する額」に、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第七項中「独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金に係る」を削り、「ごとに、」の下に「当該」を、「して積み立てた金額」の下に「のうち同法第八条の五第一項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）に規定する通知する額」を加え、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十七条の五第六項中「当該連結事業年度」を「当該事業年度」に改める。

第五十八条第一項及び第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第三項中「又は長期の資金の貸付けで政令で定めるもの」を「で政令で定めるもの（次条第四項において「海外探鉱法人出資」という。）」に改め、同条第四項中「三年」を「五年」に改め、同条第九項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第十四項中「当該海外自主開発法人に対する貸付金又は社債で政令で定めるものに係る債権であつて、当該海外自主開発法人の株式又は出資を取得することが困難である場合として政令で定める事情がある場合に取得されるものを含む。）及び「並びに法人税法第五十二条第一項、第二項、第五項及び第六項」を削る。

第五十九条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人がその適用を受けた事業年度において支出を行つた第一項に規定する新鉱床探鉱費又は第二項に規定する海外新鉱床探鉱費の額のうちに海外探鉱法人出資の額が含まれている場合には、当該海外探鉱法人出資については、第五十五条第一項及び第九項の規定は、適用しない。

第三章第三節の四の節名を次のように改める。

**第三節の四**　国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例